

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A

枠内を着色してある質問は、第3版で追加したものになります。

【生活環境の保全のための基準にかかる調査】第3版（一部改定）

1 土壌の汚染状況の確認に関すること

- 許可申請者、許可を受けた者は、土壌調査等を行う必要があります。

1-1 全般的な事項に関すること

Q 1-1-①

なぜ、土壌汚染対策法と盛土規制条例では、調査項目が異なるのですか。

本条例の目的の一つが、生活環境の保全であることから、土壌汚染対策法（以下「土対法」）の調査項目を元に、環境基準に規定されているダイオキシン類、銅、1,4-ジオキサンを加えることとしました。

Q 1-1-②

土砂基準物質の分析方法はどのような方法ですか。

土砂基準物質の分析方法は、環境基準及び土壌汚染対策法の分析方法に準じて定めています。具体的な分析方法は次の通りです。

○土砂基準物質の分析方法(条例第 22 条第 2 項及び施行規則第 6 条第 4 項工)

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境省告示第 46 号)
銅	土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境省告示第 46 号)
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について (平成 11 年環境庁告示第 68 号)
それ以外	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成 15 年環境省告示第 18 号)
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成 15 年環境省告示第 19 号)

○その他、上記と同等以上に土壌の汚染状況が確認できる方法である場合、その方法にかえることができる。(例えば、土壌汚染対策法に基づく方法がこれに該当し、同法に規定される土壌ガス調査などが該当する。)

Q 1-1-③

盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。

計量法の登録を受けた環境計量証明事業者に依頼してください。

静岡県計量検定所が発行している「計量業務の概要：

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/keiryokentei/1028164.html>」に、事業者が記載されていますので、参考にしてください。

Q 1-1-④

盛土等を行う場所が岩盤等であり、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査の試料採取が困難である場合、どうすればよいですか。

原則、深さ 50cm で採取してください。

岩盤等で採土器による採取が不可能等、正当な理由があり、50cm より浅い位置で採取した場合は、調査試料採取調書（様式第 2 号）や土壌汚染状況調査報告書（様式第 19 号）に採取した深さを記載した上で、それを説明する資料を添付してください。

Q 1-1-⑤

土壌の汚染状況の調査の結果には、どのような書類を添付すればよいですか。

以下の資料を添付ください。（申請時、定期報告時及び完了時に共通）

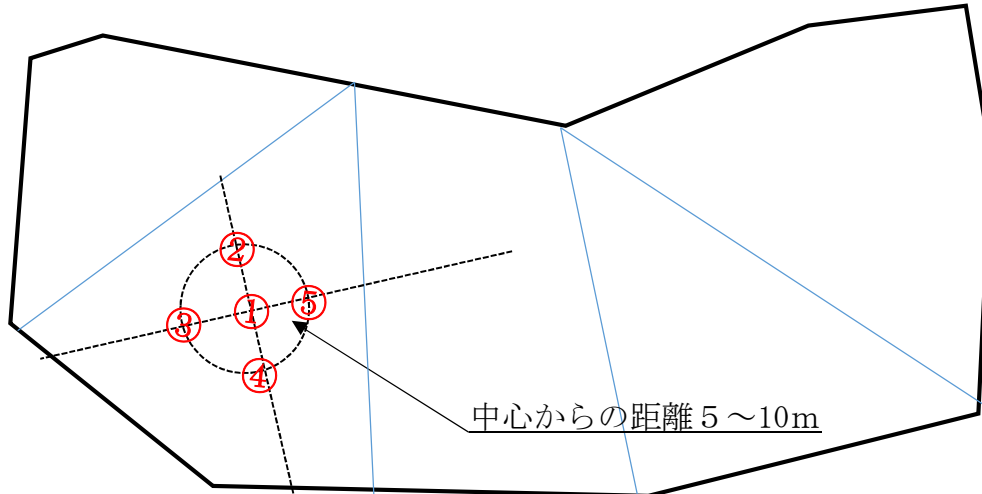
- ・ 試料ごとの調査試料採取調書（様式第 2 号）
（定期報告及び完了時は、土壌汚染状況調査報告書（様式第 19 号））
- ・ 土砂等を採取した地点の位置図、写真
- ・ 調査の結果を証する書類（計量証明書）

Q 1 - 1 - ⑥

盛土規制条例に基づく試料採取方法がよくわかりません。区画の区分、試料の採取方法を教えてください。

〈調査方法のイメージ〉

(例) 盛土等の区域の面積 2.3ha の場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・ 盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分する。

[手順 2]

- ・ 区分の中心付近に調査地点①を選定する。
- ・ 採取位置付近の状況写真を撮影する。

[手順 3]

- ・ 調査地点①を交点とした直交線を引く。

[手順 4]

- ・ 調査地点①から 5～10mの距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定する。

[手順 5]

- ・ 調査地点①～⑤において、等量の試料を採取する
- ・ 採取状況を写真撮影する。
- ・ 採取する深さは、地表から 50cm までの土砂等を均等に採取する。
- ・ ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50cm までの試料採取が困難な場合は、この限りではない。

[手順 6]

- ・ 調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行う。

[手順 7]

- ・ 各区分 (例: 5 区分) において、手順 1～6 により土壌の汚染状況の調査を行う。

Q 1-1-⑦

土地の利用状況等の調査も認められることとなったのですか。

県盛土条例施行規則の一部を改正し、令和5年4月1日から、申請時における土壌の汚染状況の調査は、従来からの分析調査に加え、「土地の利用状況等の調査」も可能としました。

ただし、土地の利用状況等の調査の結果、その土地或いは近隣に化学工場、ガソリンスタンド、クリーニング店、メッキ工場等が存在した場合には分析調査が必要になります。

Q 1-1-⑧

土地の利用状況等の調査の結果として、どのような書類を添付すればよいですか。

以下の資料を添付ください。(申請時のみ)

- ・土地の利用状況等の調査結果書(参考様式第2号)
- ・土地の使用履歴(参考様式第3号) ※必要に応じて
- ・調査に用いた書類等(現況地図、過去の航空写真、土地の登記簿等)

1-2 「申請時の調査」に関すること ※現地流用の場合は1-5へ

Q1-2-①

既に、土壤汚染対策法第2条第2項に基づく土壤汚染状況調査を実施した箇所でも、盛土規制条例に基づく土壤の汚染状況の調査を実施する必要がありますか。

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の結果を盛土等の許可申請に使用することは問題ありません。

ただし、土壤汚染対策法と盛土規制条例の調査項目は異なり、条例にはダイオキシン類、銅、1,4-ジオキサンが追加されています。

申請時には、この3項目について追加の調査を行う必要があります。

この調査方法を実施していただいても構いませんが、令和5年4月1日から認めている「土地の利用状況等の調査」で汚染のおそれがないことの証明ができれば、土壤の分析調査は不要となりますので、御検討ください。

Q1-2-②

申請時の盛土等を行う区域の土壤の汚染状態の調査として、分析調査に加え「土地の利用状況等の調査」が認められるのですか。

令和5年4月1日から、施行規則の一部を改正し、汚染のおそれがないことを確認する方法として、土地の利用状況等の調査を認めることとしました。

詳細は、申請等の手引きを御確認ください。

Q1-2-③

土対法4条届をもって、条例で規定する土砂基準物質29種類の汚染のおそれがないことの証明とすることはできませんか。

土対法4条届の手続の中で確認されるのは、法で規定する26種類の物質についてであるため、条例と法で異なる3物質の証明とはなりません。3物質のうち、1,4-ジオキサンやダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法等の届出状況などを確認し、結果を添付してもらうこととなります。

なお、銅については、盛土等を行った後、田として利用する場合のみ調査が必要です。

一方、土地の利用状況等の調査であれば、1,4-ジオキサンやダイオキシン類等の資料の添付も不要となります。

1-3 「施工中(6か月毎の定期調査)」に関すること

Q1-3-①

工程により、盛土等を行った深さが50cmに満たない場合、土砂等の採取をどのように行えばよいですか。

50cmより浅い位置で採取した区分ごとに、土壤汚染状況調査報告書(様式第19号)に採取した深さを記載した上で、その理由を説明する資料(断面図等に採取地点での盛土等の厚さが分かるもの等)を添付してください。

Q1-3-②

定期調査は、事業開始後6カ月目に実施しなくてはなりませんか。

土壤汚染状況の調査は、施行規則第20条第1項に「盛土等に着手した日から6月ごと」に行うことが規定されています。

このため、定期調査を行うべき日からあまり離れることは望ましくないと考えますので、前後1週間程度を目安に調整してください。

一方で、天候等によって調査が難しい、精度が確保できないといったことも想定されますので、時期は一つの目安として、時期を過度に意識するのではなく確実な調査が行えるようなときに調査を行うようお願いします。

Q1-3-③

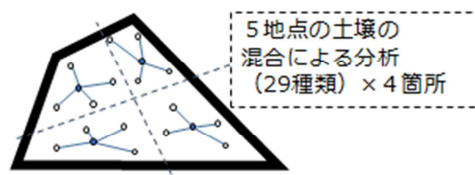
令和5年1月から運用の見直しが行われた定期調査の実施方法はどのようなものですか。

今まで、定期調査については、Q1-1-⑥の方法に基づき、盛土等区域の面積に応じた区分数において土壤の分析調査の実施を求めてきました。(下記の例の場合、各区分において5つの試料を採取・混合し、4つの検体の分析を実施)

今回の見直しにより、各区分において1つの試料を採取し、その全てを混合して1検体として分析調査することも可としました。(下記の例の場合、各区分において1つの試料を採取し、全てを混合し1つの検体として分析を実施)(スクリーニング分析)

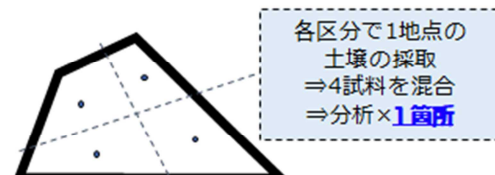
【施工中(6か月毎)】

複数サンプルによる
条例29種類の土壤分析調査を実施



【施工中(6か月毎)】

1サンプルによる
条例29種類の土壤分析調査を実施



面積が大きく区分数が多い場合でも、定期調査の分析調査の見直しによって、1 検体の分析でよいということですか。

各区分から1 試料を採取し、それらを混合した1 検体を分析してください。

(スクリーニング分析)

ただし、当該検体において土砂基準を超過した場合は、Q1-1-⑥に示す方法で各区分ごと再調査を行ってください。

Q1-3-⑤

現地内の切土土砂(現地流用土)のみを用いて盛土を行う場合でも、定期的な土壤汚染状況の調査は必要ですか。

原則として、現地流用土であっても土壤汚染状況の調査は必要になります。

ただし、申請前にQ 1-5-③の方法により、切土部の土砂についても分析調査によって汚染のおそれがないことが確認されている場合は、定期的な土壤汚染状況の調査を行う必要はありません。

Q1-3-⑥

土砂等を受け入れる際に土壤の分析調査結果を確認していますが、定期調査の分析調査を実施しなくてはなりませんか。

定期調査の分析調査は実施する必要があります。

御質問のような状況を踏まえ、各区分からの試料の混合による1 検体の分析とすることとしました。

1-4 「完了時の調査」に関すること

Q 1-4-①

完了検査時の試料採取については、工程のどのタイミングで採取すればよいですか。

完了検査時の試料採取については、盛土完了後、土砂等以外の路盤材、舗装等を行う前に試料採取を行ってください。

Q1-4-②

工程により、盛土等を行った深さが 50cm に満たない場合、土砂等の採取をどのように行えばよいですか。

Q 1-3-①の回答を御確認ください。

Q1-4-③

締め固めの状態により、盛土規制条例に基づく土壌の汚染状況の調査の試料採取が困難である場合、どうすればよいですか。

原則、深さ 50cm で採取してください。

なお、採土器による採取が不可能等、正当な理由があり、50cm より浅い位置で採取した場合は、土壌汚染状況調査報告書（様式第 19 号）に採取した深さを記載した上で、それを説明する資料を添付してください。

1-5 同一区域内で発生する土砂等のみで盛土等を行う場合

Q1-5-①

現地内の切土土砂（現地流用土）のみを用いて盛土を行う場合でも、定期的な土壤汚染状況の調査は必要ですか。

原則として、現地流用土であっても土壤汚染状況の調査は必要になります。

ただし、申請前にQ 1-5-③の方法により、切土部の土砂についても汚染のおそれがないことが確認されている場合は、定期的な土壤汚染状況の調査を行う必要はありません。

Q1-5-②

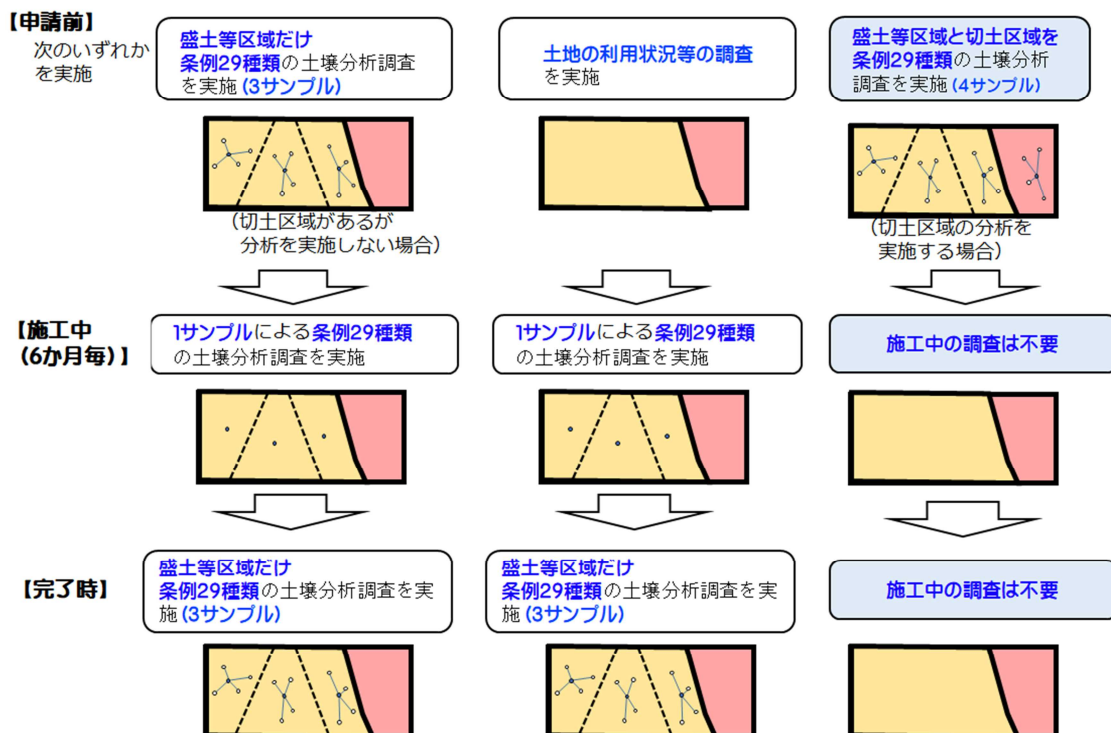
現地で発生する切土土砂のみを用いて盛土等を行う（現地流用）場合、申請時に行う土壤汚染状況の調査はどのように実施すればよいですか。

切土土砂を盛土等に利用（現地流用）する場合には、施工前に切土区域の土砂等の汚染のおそれがないことが確認されていれば、事業区域（盛土等区域+切土区域）には汚染のおそれは生じないと考えられます。

このため、申請時に盛土等区域における土壤の分析調査を行うことに加え、切土区域においても分析調査を実施していただくようお願いします。

申請時に切土区域の土壤の分析調査が実施された場合には、施工中に実施する6か月毎の定期調査や完了時調査は不要となります。

なお、申請時に盛土等区域のみの土壤汚染状況の調査が実施されている場合には、定期調査及び完了時調査が必要になります。



Q1-5-③

現地で発生する切土土砂のみを用いて盛土等を行う場合（現地流用）であって、切土区域の土壤汚染状況の調査を実施する場合、調査箇所数はどのように選定したらよいでしょうか。

切土区域の調査箇所数の選定の手順は以下のとおりとなります。

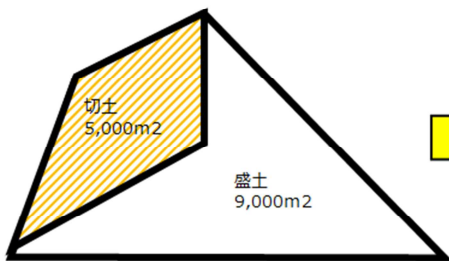
- ① 盛土等区域の面積に応じた調査箇所数を選定する。
- ② 事業区域（盛土等区域+切土区域）の面積に応じた調査箇所数を確認する。
- ③ 「②の調査箇所数」から「①の調査箇所数」を差引いた箇所数を【切土区域の調査箇所数】とする。

なお、この計算において、切土区域の調査箇所数が0となった場合には、切土区域において1箇所の調査を実施してください。

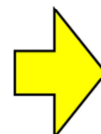
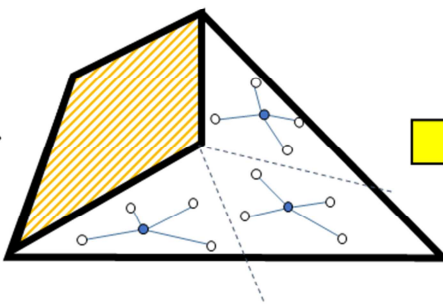
【分析調査箇所の選定の手順】

(例)

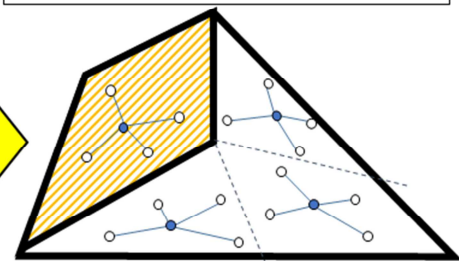
- ・事業区域面積：14,000m²
- ・盛土等区域面積(無色)：9,000m²
- ・切土区域面積(ハッチ)：5,000m²



- ・盛土等区域面積(無色)が9,000m²なので、3区分において5地点(29種類)の調査を実施



- ・事業区域面積14,000m²に応じた区分数(4区分)から盛土等区域面積(無色)に応じた区分数(3区分)を差引いた1区分での調査(5地点、29種類)となる。



★5,000m²の場合、2区分での分析調査が必要となるが、切土区域の調査は、差し引きによる1区分で可

2 水質調査に関すること(施工中(6か月毎)、完了時)

Q 2-1

盛土等の区域内からは常水がなく、定期報告時又は完了後の水質の調査が難しいのですが、どのように調査したらよいですか。

水質調査は、盛土等を行おうとする区域内の流水や湧水を排除するために、構造基準に規定する地下水排除工を設置している場合に実施してください。

ただし、地下水排除工からの採水が難しい場合には水質調査の実施は不要です。

採水は、定期報告や完了の前後1か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき(降雨後等)に実施するようにしてください。

なお、地表面の雨水を集水しての分析調査は不要としました。

Q 2-2

水質調査はどのような専門業者に依頼すればよいですか。

計量法の登録を受けた環境計量証明事業者に依頼してください。

静岡県計量検定所が発行している「計量業務の概要：

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/keiryokentei/1028164.html>」に、事業者が記載されていますので、参考にしてください。

Q 2-3

水質の試料はどのように採取すればよいでしょうか。

試料は専用の容器に採取する必要があります。

試料採取については、環境計量証明事業者に依頼するか、持ち込む場合には環境計量事業者の確認の上、適切な方法で行ってください。

Q 2-4

水質調査の採水場所は、どこで行えばよいですか。

水質の調査の目的は、盛土等を行った区域から基準に適合しない水の排出を行わないためのものであります。

また、構造基準に規定する地下水排除工を設置し、そこから採水できる場合に水質調査を実施する必要があります。(Q2-1のとおり)

したがって、盛土等以外の要因の影響を受けにくい「地下水排除工の排水口付近」で調査を行うようにしてください。

Q 2-5

水質調査の分析方法はどのような方法ですか。

○水質の分析方法（施行規則第 19 条第 2 項）

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について (平成 11 年環境庁告示第 68 号)
それ以外	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件 (平成 15 年環境省告示第 17 号)

Q 2-6

水質調査を行うための施設、構造とはどのようなものを指しますか。

水質調査の目的は、盛土等を行う区域外に基準に適合しない水の排出を行わないためのものです。

したがって、盛土等を行うに当たって設置される排水施設（側溝、調整池など）において、水質調査に必要な試料が採取できる構造が必要となります。

調整池や流末に設置する集水柵、浸透柵及び側溝の段差などを利用して、水質調査を行えるようにし、その旨を申請書に記載してください。

Q 2-7

現地内の切土土砂のみを用いて盛土を行う場合（現地流用）でも、定期的な水質調査は必要ですか。

土砂等の現地流用の場合であっても、**Q2-1 に該当する場合は、**水質調査を行う必要があります。

3 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認

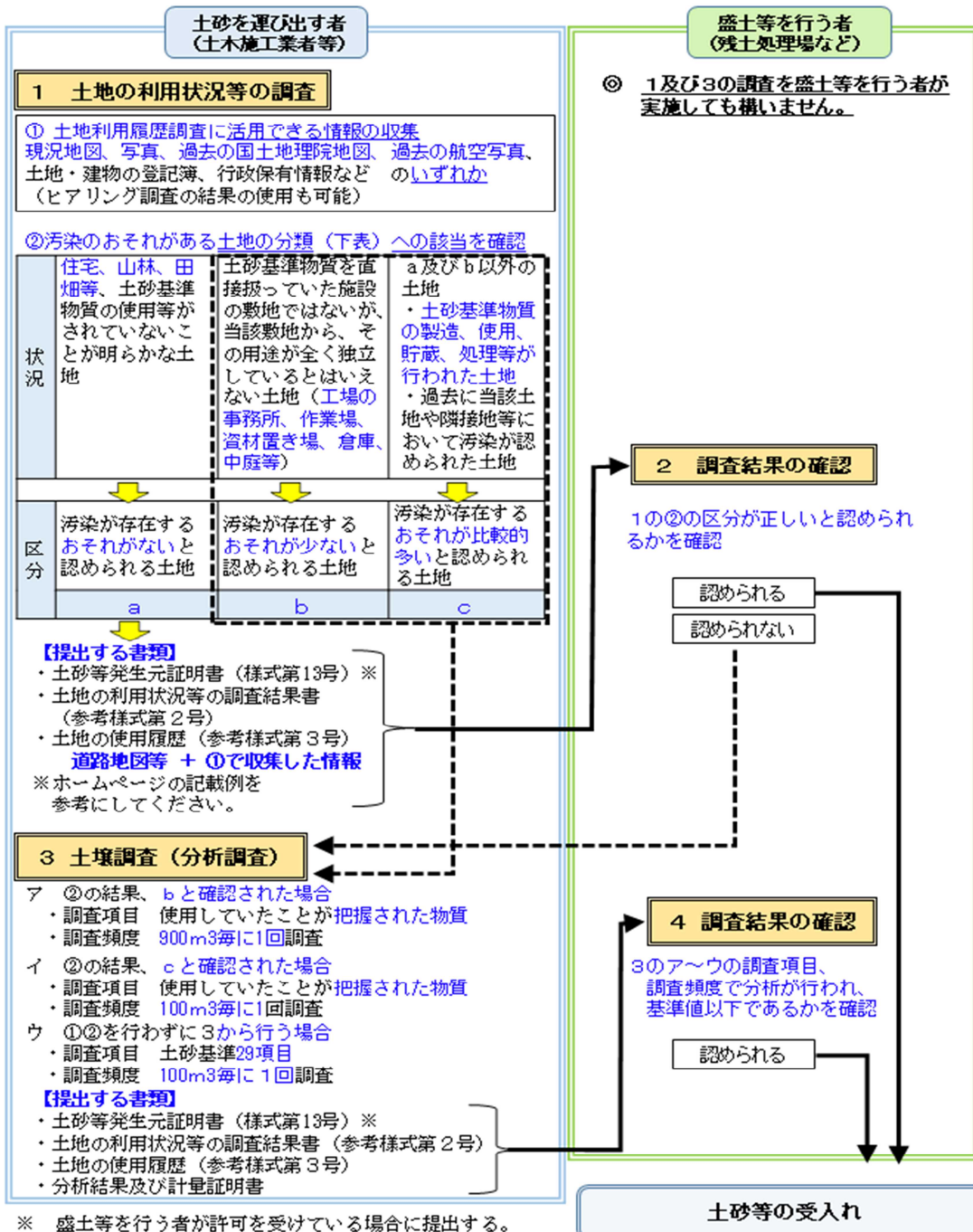
- 許可を受けた者、土砂を受け取る者、土砂を発生させる者が土砂を搬入・搬出する際に行う必要があります。

Q 3-1
搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認はどのように行ったらよいですか。

土地の利用状況等の調査や土砂等の分析調査により、汚染のおそれのないことを確認してください。

〈搬入土砂の汚染のおそれの有無の調査フロー〉 HPにも掲載しています。

土砂等を搬出・受入れする場合の汚染状況の調査と確認の流れ



Q3-2

土地の利用状況等の調査はどのように行ったらよいですか。

この調査は、搬入土砂等の発生場所の土地の利用状況等の履歴を調査し、その土地の土砂基準物質による汚染について確認するために行うものです。

土砂等の発生場所の土地(以下「調査対象地」という。)の利用状況等の履歴を調査し、土地の利用の状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土砂基準物質による汚染について、可能な限り遡って調査してください。

過去の状況を確認するために、次のような情報が活用できます。

- ①登記事項証明書による過去の地目の確認
- ②国土地理院が公表している航空写真から過去の利用状況の確認
- ③土地所有者等からのヒアリングによる利用状況の確認
- ④水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の届出状況の確認 等

調査結果を手引き参考様式第2号及び第3号を活用し、整理してください。

調査の結果、調査対象地を有害物質の種類ごとに「汚染が存在するおそれがある土地の分類」にて確認し、【 a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地 】に該当する場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

○汚染が存在するおそれがある土地の分類

a	b	c
汚染が存在するおそれがないと認められる土地	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
住宅、山林、田畑など土砂基準物質が使用等されていないことが明らかな土地	直接に土砂基準物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地(土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地)

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を「c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類する。

Q 3-3

搬入土砂等の分析調査はどのように行ったらよいですか。

土地の利用状況等の調査結果において、「汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」及び「汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類された場合は、土地の利用状況等の調査において使用が認められた土砂基準物質について、以下の方法により調査を実施してください。

分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

○分析調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準（別表第1）のうち、調査対象地で使用等していたことを把握した物質※1の土壌溶出量調査を実施する。 ・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。
試料採取調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「①土地の利用状況等の調査」の結果に基づき、次の頻度で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 ⇒ 900 m³ 毎に1回 c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 ⇒ 100 m³ 毎に1回 ・各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。 (例)土砂等の発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合 ・土砂等の発生量が50m³の場合 ⇒ 1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の中心部分(当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分)の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準物質の分析方法
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・計量証明事業者

※1 使用等していたことを把握した物質が下記「分解生成物として調査が必要な項目」の左欄に掲げる物質については、右欄の物質(分解生成物)も含めて調査すること。

○分解生成物として調査が必要な項目

使用等を把握した物質	分析が必要な分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

Q3-4

土地の利用状況等の調査を行わず、直接分析調査を行う場合はどのように調査を行ったらよいですか。

すべての土砂基準物質について、下記「直接分析調査の方法」に基づき調査を実施してください。

分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

○直接分析調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 土砂基準（別表第1）のすべての物質について、調査を実施する。 土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。
試料採取 調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 100 m³毎に1回分析を行う。 土砂等の発生量が100 m³に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要です。 （例）土砂等の発生量が50 m³の場合 ⇒ 1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の中心部分の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 土砂基準物質の分析方法
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 計量証明事業者

Q 3-5

改良土又は再生土の場合、どのように確認を行ったらよいですか。

すべての土砂基準物質について、分析調査の結果を確認してください。(施行規則第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定のとおり。例外を Q 3-6 に示しました。)

分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

土砂基準に適合した製品を適正に販売するためにも、販売するロット単位等、適切な頻度(少なくとも年に 1 回以上)で分析を行う必要があります。(Q 3-3 試料採取調査頻度とは頻度は異なります。)

また、改良土又は再生土の場合は、その製造場所や製造方法等を合わせて確認する必要がありますので、製造のフローチャートを準備ください。

Q 3-6

改良土のうち、石灰を混合する場合でも分析調査は必要ですか。

石灰系の改良土については、使用する土砂等の分析調査結果と石灰系固化材の製品名を明らかにし、製品安全シートや分析表により、土砂基準を満たしていることが確認できる場合には、それらの結果の添付により分析調査が実施されたものと扱います。

(土砂等の汚染のおそれの有無が土地の利用状況等の調査によって確認されている場合は、全ての土砂基準物質の分析調査が必要となります。)

一方、セメント系の改良土については、使用する土砂等の分析調査結果が行われている場合は、六価クロムの溶出試験のみ実施してください。

(土砂等の汚染のおそれの有無が土地の利用状況等の調査によって確認されている場合は、全ての土砂基準物質の分析調査が必要となります。)